

蒲郡市緊急通報装置設置事業実施要綱

(目的)

第1条 この事業は、ひとり暮らしの高齢者及び高齢者のみの世帯に対し、簡単な操作により緊急事態を自動的に消防本部に設置された緊急通報受信センターへ通報することが可能な緊急通報用の機器を貸与することにより、急病や災害等の緊急時に迅速かつ適切な対応を図り、その福祉の増進に資することを目的とする。

(対象者)

第2条 この事業の対象者は、おおむね65歳以上の独居世帯又は高齢者のみの世帯に属する者とし、かつ、次の各号のいずれかに該当するものとする。

- (1) 心疾患（狭心症、心筋梗塞等）がある者
- (2) 脳血管疾患（脳梗塞、脳出血等）がある者
- (3) 慢性肺疾患（慢性呼吸不全、気管支喘息等）による呼吸困難の心配がある者
- (4) 神経疾患等（パーキンソン病等）・事故等（脊髄損傷等）により転倒時に自力で対処できない者
- (5) 前各号に該当しないが、同程度の緊急救護を要する状態及び自力で救援要請ができない状態に陥る可能性が高い者

(貸与の手続)

第3条 この事業を利用しようとする対象者（以下「申請者」という。）は、親族及び協力者（以下「協力者等」という。）の承諾を得た上で、緊急通報装置利用申請書（第1号様式）及び承諾書・誓約書（第2号様式）を市長に提出するものとする。

- 2 市長は、前項の規定による申請があったときは、速やかに利用の適否を審査し、貸与を行う必要があると決定したものにあっては、緊急通報装置利用決定通知書（第3号様式）を申請者に交付するものとする。
- 3 市長は、前項の規定により貸与を決定した申請者について、緊急通報装置設置者台帳に記載するものとする。

(費用負担)

第4条 緊急通報装置の機器の貸与は無償とする。ただし、所定の通話料及び回線使用料は、貸与を受けた申請者（以下「利用者」という。）が負担するものとする。

2 利用者は、緊急通報装置を紛失し、又は破損した場合は、当該緊急通報装置の再購入又は修理に必要な経費を負担するものとする。

(協力者等の役割等)

第5条 協力者等の役割について、次のとおりとする。

(1) 協力者等は、利用者からの消防本部への通報により、駆けつけた消防職員及び関係行政機関職員（以下「消防職員等」という。）の要請があったときは、利用者宅を訪問し、利用者の状況を確認するものとする。

(2) 協力者等は、必要があると認めるときは、消防職員等への協力及び適切な措置を採らなければならない。

(機器の管理)

第6条 利用者は、貸与された機器を善良な管理者としての注意義務をもって使用し、譲渡、貸付、又は担保に供してはならない。

2 利用者は、貸与された機器を損傷し、又は亡失した場合は、直ちに市長に届け出なければならない。

(貸与期間)

第7条 貸与の期間は、利用者が老人ホームへの入所その他事情により当該装置を必要としなくなるまでの期間とする。

(遵守事項)

第8条 利用者は、当該機器を必要としなくなったとき、又は当該機器の目的に反したときは、速やかに市に返還しなければならない。

(秘密の保持)

第9条 この事業に従事する者は、利用者世帯について知り得た秘密を他に漏らしてはならない。

(電子情報処理組織による手続の特例)

第10条 市長は、この要綱に定める手続については、蒲郡市情報通信技術を活用した行政の推進に関する条例（平成18年蒲郡市条例第44号）及び蒲郡市情報通信技術を活用した行政の推進に関する規則（平成18年蒲郡市規則第71号）の例により、電子情報処理組織を使用して行わせることができる。

附 則

この要綱は、平成13年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成21年9月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年10月22日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年7月2日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年12月28日から施行する。

附 則

この要綱は、令和8年4月1日から施行する。

緊急通報装置利用申請書

年 月 日

蒲 郡 市 長 様

申請者 住 所

氏 名	
年 月 日	生(歳)
電 話	- -

下記のとおり緊急通報機器の貸与を申請します。

※ 緊急時の連絡先は、必ず記入してください。

緊急通報 No.

緊急時の連絡先	第1通報先	氏 名		続 柄	
		住 所		電 話	- -
	第2通報先	氏 名		続 柄	
		住 所		電 話	- -
	第3通報先	氏 名		続 柄	
		住 所		電 話	- -
親族等の連絡先	氏 名		続 柄		
	住 所		電 話	- -	
	氏 名		続 柄		
	住 所		電 話	- -	
健康管理状況	主治医の有無	有 (病院・医院) ・ 無			
	診 療 状 況	(1) 心疾患(狭心症・心筋梗塞・) (2) 脳血管疾患(脳梗塞・脳出血・) (3) 慢性肺疾患(慢性呼吸不全・気管支喘息・) (4) 神経疾患等(パーキンソン病・) 事故等(脊髄損傷・) (5) その他()			
	入院したことの有無及び時期	有 (病院・医院) ・ 無			
設置の際の連絡先	□ 申請者 ・ □ 申請者以外(氏 名		電 話	- -	

年 月 日

承諾書・誓約書

蒲 郡 市 長 様

申請者

住 所 蒲郡市

氏 名

※署名又は記名押印

下記の事項について承諾します。

- 1 緊急通報装置により訪問した協力者等が、必要な範囲において私の住居又は敷地に立ち入ること。
- 2 緊急通報装置により訪問した協力者等が安否を確認するために行った必要かつ、やむを得ない行為により受けた損害については、蒲郡市又は協力者等はその責めを負わないこと。
- 3 緊急通報装置の実施中に発生した事故については、故意又は重大な過失によるものを除き、蒲郡市又は協力者等はその責めを負わないこと。
- 4 緊急通報装置に係る所定の通話料及び回線使用料の未納により、当該機器の機能が損なわれたときは、緊急通報装置の貸与を解除すること。

下記の事項について誓約します。

- 1 蒲郡市緊急通報装置設置事業実施要綱の規定を遵守すること。
- 2 緊急通報装置に係る所定の通話料及び回線使用料を指定の期日までに支払うこと。
- 3 緊急通報装置が不要になったときは、速やかに市に返還すること。
- 4 貸与された緊急通報装置は、損傷・破損することがないように管理すること。
- 5 緊急通報装置を紛失し、又は破損した場合は、再購入等に必要な経費を支払うこと。

第3号様式（第3条関係）

緊急通報装置利用決定通知書

蒲 第 号
年 月 日

様

蒲郡市長

下記のとおり緊急通報用機器の貸与を決定しましたので、通知します。

記

対象者の氏名	
貸与する期間	
特記事項	

注意事項

- 貸与された機器を、その目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸付又は担保に供してはいけません。
違反した場合には、機器を返還してもらうことがあります。
- 機器を棄損、滅失したときは、直ちに市長にその状況を報告してください。使用者に過失がある場合には、実費弁償して頂きます。
- 機器を必要としなくなったときは、速やかに市長に申し出てください。